

施業集約化・供給情報集積事業について

施業集約化・供給情報集積事業は、森林組合などの林業事業体、林業経営体の方が森林施業の集約化を進めるための取組を総合的に支援する事業です。

施業の集約化を進めるための支援を行います！

- 森林組合などの林業事業体、林業経営体の次のような取組を支援します。
- ① 森林所有者に施業の集約化・低コスト化などを説明する施業提案会などの開催
 - ② 施業の集約化に関する具体的な計画の作成
 - ③ 集約化のためのGIS・GPSの導入
 - ④ 森林所有者にコストなどを含めた具体的な施業プランを提案し、集約化のための合意形成ができる技術者（森林施業プランナー）を

育成する研修への参加（2月号16

ページ参照）

- ⑤ 不在村森林所有者に直接会って施業を働きかける「ふるさと森林会議」の開催

支援を受けるためには？

森林組合、民間林業事業体、林業経営体で一定の要件（例えば年間素材生産量5000³m以上の実績または計画など）を有していることが必要です。なお、研修参加の支援については、施業集約化・供給情報集積事業に対して意欲がある森林組合、民間林業事業体であれば参加可能です。

※事業内容の詳細や要件等は林野庁

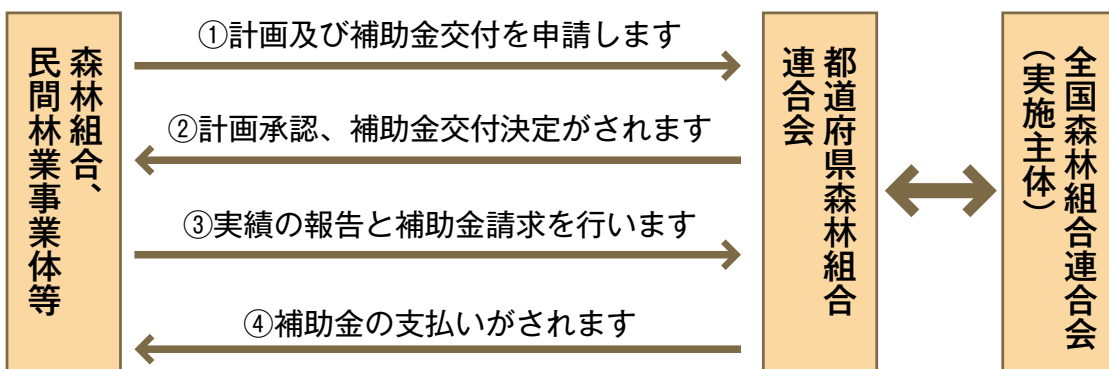
ホームページの取組の手引きを

参照ください

<http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/sesakusyukai/suyakuka/siryo.html>

支援を受ける手続きは？

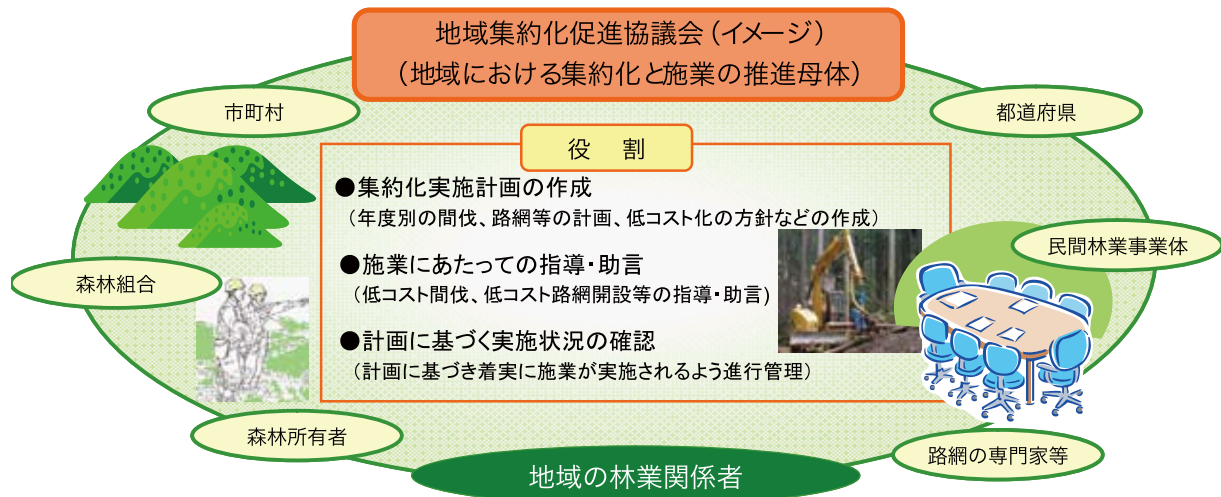
支援を受けるための手続は以下のとおりです。ご不明な点は林野庁、全国森林組合連合会または都道府県森林組合連合会の担当者へお問い合わせください。



施業集約化に向けた取組

施業集約化の面的拡大に向けた取組

施業集約化の取組を、地域全体の取組として面的に拡大させるため、平成21年度から市町村や地域の林業関係者からなる「地域集約化促進協議会」を設置して、計画にあたっての指導・助言等を行います。



※協議会の設置単位は市町村を基本としますが、地域の実情に即した単位とすることもできます。

不在村森林所有者へ施業を働きかける取組

森林組合の職員が直接不在村森林所有者に会って施業を働きかける「ふるさと森林会議」を三大都市圏や都道府県庁所在地等で開催し、併せて、司法書士と森林組合等が連携して相続登記の相談や施業の働きかけを行います。これらの取組に加え、平成21年度からは幅広く不在村森林所有者へダイレクトメールを送付することにより、施業の働きかけを推進します。

【九州地区での取組：司法書士と森林組合系統とが連携した「ふるさと森林会議」】

平成21年2月14・15日に福岡市で「ふるさと森林会議」を開催し、福岡市周辺に在住する不在村森林所有者約150名に施業の働きかけを行いました。この結果、森林所有者から間伐など約90haの施業委託などを受けることができました。また、当日は福岡県司法書士会の司法書士（8名）も参加して、相続登記や生前贈与等の相談にも応じ、来場者からは所有林の施業だけでなく所有権に関する相談できたと好評でした。



森林所有者の相続の相談に応える司法書士